

「国家情報会議設置法案」についての質問様式

府省庁名	会計検査院	質問番号	1
担当部署・ 担当者名	事務総長官房法規課法規第3 係 土屋、佐藤	TEL（直通）	■■■■■■■■■■
E-mail	■■■■■■■■■■		

質問及びその理由 【質問内容】 （第三条第一号関係） 国家情報会議において調査審議する事項として、「関係行政機関における重要情報活動の重点」、「関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項」等に関する基本的な方針を規定しているが、この「関係行政機関」には、会計検査院が含まれないという理解でよいか。 【質問する理由】 会計検査院は、内閣に対して独立の地位を有しており、その独立性については、憲法及び会計検査院法において保障されているところ、国家情報会議において調査審議するとされている、法案第二条に規定する「重要情報活動（安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下この条において「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動をいう。次条及び第七条において同じ。）及び外国情報活動への対処（公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であって、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。次条及び第七条において同じ。）」に関する施策を推進する立場になく、当該施策を推進する行政機関との連携及び協力を行うことは想定しがたいため、会計検査院が「関係行政機関」に該当しないことを確認するもの。 【回答】（当室記入欄） 本法の規定上、「行政機関」には特段の限定を付していないが、国家情報会議の調査審議対象である「重要情報活動」及び「外国情報活動への対処」の意義・目的や、貴院の内閣からの独立性等に鑑みれば、貴院が本法の規定上の「関係行政機関」となることは現時点において想定していない。

府省庁名	会計検査院	質問番号	2
担当部署・ 担当者名	事務総長官房法規課法規第3 係 土屋、佐藤	TEL（直通）	
E-mail			

質問及びその理由
【質問内容】 （第七条関係） 関係行政機関の長は、国家情報会議の定め又は同会議の議長の求めにより、同会議に対して、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行うこととされているが、この「関係行政機関」には、会計検査院が含まれないという理解でよいのか。 【質問する理由】 会計検査院は、内閣に対して独立の地位を有しており、その独立性については、憲法及び会計検査院法において保障されているところ、国家情報会議において調査審議するとされている、法案第二条に規定する「重要情報活動（安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下この条において「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動をいう。次条及び第七条において同じ。）及び外国情報活動への対処（公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であって、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。次条及び第七条において同じ。）」に関する施策を推進する立場になく、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行うことは想定しがたい。 また、会計検査院の内閣からの独立性に鑑み、内閣や内閣の統轄の下に置かれる機関が会計検査院に資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行う義務を課し得る条文を制定することは適切ではない。 これらを踏まえて、会計検査院が「関係行政機関」に該当しないことを確認するもの。 【回答】（当室記入欄） 本法の規定上、「行政機関」には特段の限定を付していないが、国家情報会議の調査審議対象である「重要情報活動」及び「外国情報活動への対処」の意義・目的や、貴院の内閣からの独立性等に鑑みれば、貴院が本法の規定上の「関係行政機関」となることは現時点において想定していない。

府省庁名	会計検査院	質問番号	3
担当部署・ 担当者名	事務総長官房法規課法規第3 係 土屋、佐藤	TEL（直通）	
E-mail			

質問及びその理由
【質問内容】 （第十条第二項関係） 国家情報会議の幹事は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命するとされているが、この「関係行政機関」には、会計検査院が含まれないという理解でよいのか。 【質問する理由】 会計検査院は、内閣に対して独立の地位を有しており、その独立性については、憲法及び会計検査院法において保障されているところ、国家情報会議において調査審議するとされている、法案第二条に規定する「重要情報活動（安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下この条において「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動をいう。次条及び第七条において同じ。）及び外国情報活動への対処（公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であって、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。次条及び第七条において同じ。）」に関する施策を推進する立場になく、同会議の幹事になることは想定しがたいため、会計検査院が「関係行政機関」に該当しないことを確認するもの。 【回答】（当室記入欄） 本法の規定上、「行政機関」には特段の限定を付していないが、国家情報会議の調査審議対象である「重要情報活動」及び「外国情報活動への対処」の意義・目的や、貴院の内閣からの独立性等に鑑みれば、貴院が本法の規定上の「関係行政機関」となることは現時点において想定していない。